

SF商法（催眠商法）にご用心

2015年6月15日号

SF商法は催眠商法とも言われ、会場内の雰囲気盛り上げ興奮状態にさせ、冷静な判断が出来ない状況下で高額な商品を買わせる商法です。

「高額な商品はその場の雰囲気だけで買ってしまった」「販売員が言うような効能・効果があるとは思えない」と言う理由で契約を解除したいとの相談があります。

無料のプレゼントや食料品・日用雑貨などをただ同然の価格で販売するとうたい、会場に人を集め、販売員が言葉巧みに購買意欲を異常なまでにあおります。最終的には本来の販売目的である高額な布団類・健康食品・健康器具などをあたかも安価であると錯覚させて販売しています。

このような被害にあわないためには、知人などの誘いがあっても安易に会場に行かないことです。契約してもクーリング・オフが可能な場合があります。すぐに消費生活センターに相談しましょう。